

第12回教育委員会会議録

1日 時 平成27年11月25日(水) 開会：10時00分
閉会：12時15分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階 会議室 及び 委員会室

3出席委員 池永博委員 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員 中馬好行教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 人権教育課長 学校教育課主幹 学校給食課長
出席した者 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所職員

5書 記 教育政策担当課長補佐、教育政策担当係長

6議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第25号 教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について
3	議案第48号 周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第49号 周南市教職員住宅及び教育長住宅施設分類別計画の策定について
5	議案第50号 平成27年度周南市一般会計補正予算要求について

- 7 委員会協議会 (1) 12月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) 学校給食の異物混入について (学校給食課)
- (3) 平成27年度市町村教育委員会研究協議会の報告について
- (4) 平成27年度山口県市教育委員会協議会研修会の報告について
- (5) 小中学校の表彰について

教育長 　ただ今から「平成27年第12回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従い、進めてまいります。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「月谷委員さんと松田委員さん」にお願いします。
続いて、日程第2、報告第25号「教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について」
を議題とします。
この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書の1ページ、報告第25号、教育委員会の権限に係る人事の代決の報告についてご
説明いたします。
「教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその
他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関する事」は、周南市教育委員会教育長に対す
る事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、教育委員会の権限とされております
が、教育長が代決しましたので、同規則第3条第2項に基づき、報告いたします。
次のページをお願いいたします。
今回の人事異動は、平成27年10月31日付で新南陽ふれあいセンター所長補佐兼福川公
民館兼福川図書館の課長補佐が自己都合により退職されたことによるものでございます。
以上で、報告を終わります。

教育長 　よろしいですか。それでは、報告第25号を承認します。
続いて、日程第3、議案第48号「周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定
について」を議題とします。
この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 　次に、議案第48号周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定について、でござ
います。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する
規則第2条第11号によるものでございます。
大津島地区教職員住宅のうち1戸(住宅番号:7)につきましては、周南市体験交流施設大
津島海の郷の職員が使用していること、また、都濃地区教職員住宅のうち1戸(住宅番号:2
9)につきましては、平成27年3月に解体していることから、別表(第2条関係)から削除
する所要の改正でございます。
よろしくご審議、ご決定のほどお願い申し上げます。
以上でございます。

教育長 　何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、議案第48号を決定します。その他に何かありますか。
続いて、日程第4、議案第49号「周南市教職員住宅及び教育長住宅施設分類別計画の策
定について」を議題とします。
この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書5ページ、議案第49号周南市教職員住宅及び教育長住宅施設分類別計画の策定に
ついてご説明いたします。
提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」
第2条第8号により「学校その他教育機関の敷地、建物の設定及び変更等の計画に関するこ
と」は教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

この計画案は、全ての公共施設等の有効活用を基本とし、本市の身の丈に応じた施設保有量の実現や、将来に向けた施設の方向性を示すことを目的として、本年8月に策定された「周南市公共施設再配置計画」において、計画の実現性・実効性を高める取組として定められた4つのアクションプランのうち、最も基本となる計画として掲げられた「施設分類別計画」として策定するもので、教職員住宅及び教育長住宅に係る建物の状況や今後の方向性等を示す計画としようとするものでございます。

それでは、議案書別冊の「周南市教職員住宅及び教育長住宅施設分類別計画（案）」の表紙を開いていただき1ページをお願いいたします。

まず、「1 計画の目的」の章でございますが、本計画は、周南市教育委員会において設置管理している「教職員住宅」及び「旧鹿野町の教育長住宅」について、現状や時代背景等も踏まえた上で、今後の施設の方向性を示すために策定するものである旨を規定しております。

次に、「2 施設の設置目的」の章においては、教職員住宅等は、通勤が困難な幼稚園や小中学校の教職員に対する住宅提供を目的として整備されたものであることを改めて掲げ、「3 対象施設の一覧」の章において、前件の議案第48号においてご決定いただきました「周南市教職員住宅貸付規則の一部改正」後の教職員住宅56戸に、旧鹿野町の教育長住宅1戸を加えた計57戸の住宅を対象とした計画であることを規定いたしております。

では、2ページ、3ページをお願いいたします。

この57戸は、主に通勤が困難であることから設置された住宅であることから、中畷地区教職員住宅以外は全てが中山間地域に配置されており、しかも、3ページの表のとおり、最も古いもので築後62年を経過し、項番6番の天津島地区の住宅が27年、項番23番と24番の鹿野地区の住宅の18年を除き、全てが築30年以上経過した老朽化が著しい状況にあります。

こうした状況から、4ページの表においてお示ししておりますように、57戸中、入居者は8戸に留まっている状況が長く続いております。

次に、「5 施設を取り巻く状況」の章におきまして、非常に低い利用率の要因としては、老朽化した施設であることだけでなく、教職員住宅等が整備された当時と異なり自家用車通勤が可能となったことから、多くの教職員住宅等を確保しておく必要性が低くなってきていることを掲げております。

こうした現状分析を基に、「6 個別施設の一次評価の実施」の章において、客観性の高い評価を行うために本市の統一した評価調書である「機能評価・検証シート」を用いて今後の施設の方向性を導き出しております。5ページから7ページまでは、それぞれの評価項目等の説明を、8ページから14ページでは、各施設ごとの具体的な一次評価の内容を掲載したものでございます。

この第一次評価の結果をまとめておりますのが15ページの表となりますが、項番の6番及び12番の天津島地区の教職員住宅を除いては、既に教職員住宅等としての設置目的を終えたものとして考えられることから、今後、教職員住宅等としての用途を「廃止」し、普通財産として市長部局に引継ぎ、他の用途への転用等を、また、項番23番と24番の鹿野地区の教職員住宅については、築後18年と、まだ十分に使用に耐えられる状態であることから、教職員住宅としての用途廃止後の「地域移譲」を検討していくことを内

容とした施設の方向性示す一次評価の結果を得たところでございます。

それでは、16ページをお願いいたします。

「8 各施設の今後の取扱い」の章でございますが、離島であるため、一定数の教職員住宅を引き続き確保する必要のある大津島地区の教職員住宅と、大津島地区以外の教職員住宅をそれぞれグループ分けして考察したものでございます。

まず、グループ1の大津島地区の教職員住宅につきましては、16ページの表においてお示ししているとおり、項番6番の昭和62年建築の鉄筋コンクリート造りの4戸の住宅を最優先の存続対象をして定め、その他の地区内の教職員住宅については、必要とする戸数を算定した後に「存続」や「廃止」を決定していくことと規定いたしております。

また、グループ2の大津島地区以外の教職員住宅につきましては、教職員住宅としての設置目的を終えたものとして、その用途を「廃止」することといたしております。

いずれにいたしましても、使用されず設置目的を終えた教職員住宅を漫然と維持し続けるのではなく、転用や施設解体後の土地の有効活用を目指すことで、遊休資産の有益な活用に資していくための計画として策定し、計画に基づいた取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、この計画の期間は、公共施設再配置計画と整合させて平成31年度までとし、この計画期間においても、状況の変化や改定の必要性等が生じた場合は見直しを行うことで、本計画の実効性を担保してまいります。

以上で説明を終わります。

よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

月谷委員 利用の頻度、程度といえますか、そもそも建物が古いから利用しないのか、利用する意味がないので使われなくなっているのかという見極めは難しそうな気がしたんですけど、いかがでしょうか。

教育政策課長 委員ご指摘の通り非常に状況の方を的確に判断してお伝えしたいところですが、非常にそれらの区分が難しいところがございます。複合した理由を多くの住宅ではもっていると思っておりますが、現状の中で申しあげますと実はいずれも使用に堪えられない住宅が多くございます。

雨漏りがひどい、中には座が抜けている、屋根に穴が開いて、空が見えるというような住宅もあります。それらを今日まで住宅として住めないものを規則の中で残して、教育財産として漫然と管理していたという現状がございますので、入居が進まないうちの多くの住宅は築年数から分かるように、印象的には7割8割はそういう住宅でございます。

中畷地区の住宅に関しましては20戸ありますが、こちらも入居が4戸という状況ですが、これも実は半数は雨漏りがひどい状況で、すべてが使える状況ではありません。こちらに関しましては通勤の便も近隣の小中学校複数校に通える位置に立地しているところもありまして、雨漏りをしていない住居については4戸程度入居が続いている状況でございます。あとは住宅として使用したいという要望もなかったため、施設の改修をしていないというのも踏まえて複合的な要因であろうと思っております。

池永委員 今、入居中の住宅が何戸かあるのですが、入居されている方は、来年度も入居を希望されるのか、希望があれば、来年度も継続して入居はできるのでしょうか。

教育政策課長 実は、この計画がご承認いただいた後、12月の定例議会等におきましても常任委員会等

でご説明を申し上げようかと計画しておりますが、その後は、この計画が本計画となるかと思っておりますので、その後、入居者とのご相談をしたいと考えておりますが、急なご退去の願いはできないと考えておりますので、できましたら来年1年かけてご検討いただきたいという話をしたいと思っています。

その後も、入居をご希望されるという事があれば、例えば、大津島地区以外であれば、用途を廃止するという計画にいたしておりますので、今度は普通財産として貸し付けるというものに橋渡しをさせていただけたらと、教育財産としての貸付は中断いたしますが、同じような条件の中で貸付を継続できるという形で入居者の生活を保全できればということで市長部局と協議しています。

池永委員

わかりました。

教育長

他に何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第49号を決定します。

続いて、日程第5、議案第50号「平成27年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

議案書6ページ、議案第50号、平成27年度周南市一般会計補正予算要求についてご説明いたします。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第12号により「教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること」は教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

それでは8ページをお願いいたします。

歳入予算の補正でございますが、これは、昨年9月から11月までの間、複数回にわたり、本市の「国内産」の指示に反して外国産の鶏肉や豚肉を偽って納入した業者に対して、民法第709条で定める不法行為に基づく損害賠償請求を行い、賠償金として110万6千792円の納入を受けましたことから所要の補正をおこなうものでございます。

次に9ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございます。

まず、給与費に関する補正でございますが、今回は主に、退職や採用、人事異動等に伴う予算の調整として行うもの、及び職員共済組合負担金の改定に伴うもので、給与費の改定分は含んでおりません。

内訳といたしましては、9ページの「事務局費」が、「職員給与費等」と「特別職等給与費等」として983万7千円の増額、10ページの「幼稚園管理費」が3千26万円の減額、11ページの「社会教育総務費」が3千177万8千円の増額、12ページの「学校給食費」が744万1千円の減額となっており、全体で、当初予算時において124人分の給与費を計上していたものを126人分といたしますことから、総額で391万4千円の増額となっております。

続きまして、事業費に関する補正でございます。

9ページに戻っていただきまして、「事務局費」の職員代替経費でございますが、これは、職員の育児休業や病気休暇等に対して代替の臨時職員を雇用するための経費として83万8千円を増額するものでございます。

また、10ページの「小学校管理費」の小学校施設管理費では、需用費と役務費を合

せて930万円を、「中学校管理費」の中学校施設管理費では、同じく670万円を増額いたしておりますが、これらはいずれも、学校施設の修繕や清掃手数料等の維持管理経費の不足分として計上したものでございます。

次に、11ページの「人権教育推進費」の人権教育推進一般事務費でございますが、これは、山口県から派遣を受けております社会教育主事1名に係る給与費負担金額が確定したことによる70万6千円の増額補正でございます。

次に、「図書館費」の図書館管理運営費でございますが、これは、当初、正規の職員の外に20人の嘱託職員を雇用し、5館の図書館を運営していく体制といたしておりましたが、職員配置の関係上、嘱託職員1人の追加配置が必要となったため、今回168万3千円の増額補正を行うものでございます。

最後に13ページの債務負担行為でございます。

まず、八代小学校旧校舎解体及び渡り廊下整備工事でございますが、八代小学校につきましては、本年度、耐震化工事の一環として校舎の改築工事を実施したところですが、鶴の渡来期間中は、越冬環境の保全のために工事を中断することといたしておりますことから、北帰行後に直ちに旧校舎を解体し、屋体や特別教室棟に連結する渡り廊下を整備するために、翌年度までの期間において、限度額9千105万5千円の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、新南陽学校給食センター調理業務委託料でございますが、新南陽学校給食センターにおきましては、従来、調理業務を民間事業者に委託いたしておりますが、この委託契約が今年度で終了いたしますことから、次期の事業者を決定するにあたり、平成31年度までの期間において、限度額1億9千39万9千円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。

よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第50号を決定します。

その他に何かありますか。

よろしいですか。

それでは、以上で、「平成27年第12回教育委員会」を終了します。

署名委員

月谷 慈寛 委員 _____

松田 敬子 委員 _____